

## ◎展覧会における美術品損害の補償に

### 関する法律（平成三年四月四日法律第一七号）

#### 一、提案理由（平成二年一月一七日・衆議院文部科学委員会）

○高木国務大臣 おはようございます。

このたび、政府から提出いたしました展覧会における美術品損害の補償に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国民がすぐれた芸術作品を鑑賞し、文化芸術に親しむ環境の中で、豊かで活力ある生活を営むことは極めて重要です。しかし、美術品の評価額の高騰や保険料率の上昇のため、海外のすぐれた美術品を取り扱う大規模展覧会や地方巡回展の開催が困難になっているとともに、展覧会の規模の縮小や開催の断念が現実的な問題として顕在化しております。

また、諸外国では、日本とロシアを除くG8諸国や多くの欧州各国において美術品の国家補償制度を既に導入しており、我が国においても、文化芸術に対する国際的な信用を確立するため、このような制度を早期に導入することが急務となっております。

展覧会における美術品損害の補償に関する法律

ます。

この法律案は、以上のような状況にかんがみ、政府が美術品の損害を補償する制度を創設することにより、展覧会の主催者の保険料負担の軽減を図り、国際レベルの展覧会や地方巡回展の開催を充実しようとするものであります。それにより、国民がすぐれた芸術作品に直接触れる機会を拡大し、国民一人一人の文化的欲求の充足や芸術文化の振興を図るとともに、作品の鑑賞を通じた創造性の涵養や創造的人材の育成により、文化芸術立国の形成を目指すものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、政府が、展覧会の主催者を相手方として、展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、その美術品の所有者に対して損害を補償する契約を締結することができることとするものであります。

第二に、美術品の損害額について、その一定額までは主催者が負担し、それを超える額を政府が補償することとするものであります。その際、政府が補償する金額の上限についても定めることとしております。

第三に、補償契約の締結の限度額は、毎年度の国会の議決を経て決定することとするものであります。

このほか、展覧会及び展覧会の主催者の要件、美術品の取り扱いに関する基準の遵守等の所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

## 二、衆議院文部科学委員長報告

(平成二十二年一月二十五日)

○田中真紀子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、その主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を創設しようとするものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、政府は、展覧会的主催者を相手方として、展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、その美術品の所有者に対して損害を補償する契約を締結することができるこ

と。

第二に、美術品の損害額について、その一定額までは主催者が負担し、それを超える額を政府が補償することとし、その際、政府が補償する金額の上限についても定めること。

第三に、補償契約の締結の限度額は、毎年度の国会の議決を経て決定すること。

このほか、展覧会及び展覧会の主催者の要件、美術品の取り扱いに関する基準の遵守等の所要の規定の整備を行うことであります。

本案は、十一月十六日日本委員会に付託され、翌十七日、高木文部科学大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りました。昨二十四日、さらに質疑を行い、質疑終了後、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党及び日本共産党の四派共同提案により、政府が補償契約を締結する場合の規定に、博物館法に規定する博物館または博物館相当施設における展覧会の開催に資するものとなるよう配慮すること等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、採決の結果、修正案は全会一致、修正部分を除く原案も全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二三年一月二四日)

○池坊委員 たいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明いたします。

本法律案により創設される美術品損害の国家補償制度の対象となる展覧会につきましては、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模等でなければならぬと規定されております。また、損失補償下限額につきましても、政令で定める額とされております。

現在、大規模な国際展覧会につきましては、主に国立の美術館、博物館において、大都市を中心に開催されている状況がありますが、国公私立の別を問わず、地方における美術館、博物館が開催する展覧会にも学術的、文化的に価値があり、補償制度の対象とすべきものもあると考えます。また、本法律の施行により、地方の巡回展もこれまで以上に開催されることが期待されます。

質の高い展覧会が全国各地域で安定的に開催されるよう、損失補償下限額につきましても、以上のことを踏まえて設定されるべきではないかと考えます。

本修正案は、国立のほかには施設、環境の整備された公立、私立の美術館が全国各地域に設置されている現状を踏まえまし

展覧会における美術品損害の補償に関する法律

て、大都市に限らず、全国的な広がりのもとで多様な展覧会が開催できるように、政府に配慮を求めるものであります。

概要につきましては、次のとおりでございます。

まず、本法律案の第三条第一項に、政府は、補償契約を締結する場においては、博物館法第二条第一項に規定する博物館または同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設における展覧会の開催に資するものとなるよう配慮するものとする旨の内容を加えるものです。

次に、本法律案の第四条に第二項として、補償対象損害の額の合計額に関する政令を定めるに当たっては、多様な展覧会の開催に資するよう配慮しなければならない旨の規定を加えるものです。

最後に、本法律案の附則に、政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から、補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする規定を加えるものです。

以上が、修正案の趣旨及び概要でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

### 三、参議院文教科科学委員長報告(平成二三年三月二五日)

○二之湯智君 たいま議題となりました両法律案につきまして、文教科科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、展覧会における美術品損害の補償に関する法律案は、第百七十六回国会に提出され、本院において継続審査とされてきたものであります。

その内容は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、その主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を創設しようとするものであります。

なお、衆議院において、政府が補償契約を締結する場合の規定に、博物館法に規定する博物館又は博物館相当施設における展覧会の開催に資するものとなるよう配慮すること等を内容とする修正が行われております。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、両法律案の趣旨、地震等による美術品の損害補償、主権免除法との関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局した後、展覧会における美術品損害の補償に関する法律案について、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党及びみんなの党を代表して神本理事から施行期日等に関する修正案が提出されました。

採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

### ○委員会修正の提案理由(平成二三年三月二四日)

○神本美恵子君 私は、たいま議題となっております展覧会における美術品損害の補償に関する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党及びみんなの党を代表いたしまして修正の動議を提出いたします。

修正案の内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

修正の要旨は、原案において平成二十三年四月一日となつてゐる施行期日を公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日に改めるとともに、所要の規定の整理を行うものでございます。

何とぞ委員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

#### 四、衆議院文部科学委員長報告(平成二十三年三月二十九日)

○田中真紀子君 たいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国民が美術品を鑑賞する機会を拡大に資する展覧会の開催を支援するため、その主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を創設しようとするものであります。

本案は、前国会、本院において修正議決され、参議院において継続審査となっていたもので、去る二十五日、参議院において、施行期日を「公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日」に改める等の修正の上、本院に送付され、本委員会に付託されました。

本委員会においては、同日採決の結果、全会一致をもって参議院送付案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。